個人2

受付	令和 6 年 11 月 25 日 (午前)・午後 9 時 00 分

一般質問（代表・(個人)）通告書

令和６年１１月２５日

尾張旭市議会議長　殿

氏　名　櫻　井　直　樹

尾張旭市議会会議規則第５０条第１項の規定により12月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1　質問事項　　2　件

2　質問方法

	１回目　一括質問、一括答弁 再質問以降　質問事項（大項目）ごとに一問一答
○	１回目から　質問事項（大項目）ごとに一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。

尾張旭市議会 受付 6.11.25 第一号

別紙　　氏　名　櫻井　直樹

質　問　事　項 No.　１－１	中１ギャップの解消について

要旨

小学校と中学校では、学習面や生活面などで、様々な違いがあります。
その違いになじめずに、学校生活に適応できない子どもたちもいます。
そこで、中１ギャップ解消について、以下の４点について答弁を求めます。

（１）中１ギャップについて

令和元年度から令和５年度までの「尾張旭市の教育」に、いじめ・不登校に係る取り組みとして、「中１ギャップについての調査研究」とあります。

５年間の調査研究の結果について伺います。

（２）中１ギャップの影響について

中１ギャップは、子どもたちに様々な影響を与えます。その一つに不登校の問題があります。不登校の原因には、様々な要因がありますが、小学生から中学生への環境の変化も大きな要因と考えられます。

右図のように、令和４年度小学６年生の不登校児童数は、全小学校の合計で22名です。この学年の児童が、中学１年生に入学した令和５年度では、学年末の不登校生徒数が41名になっています。

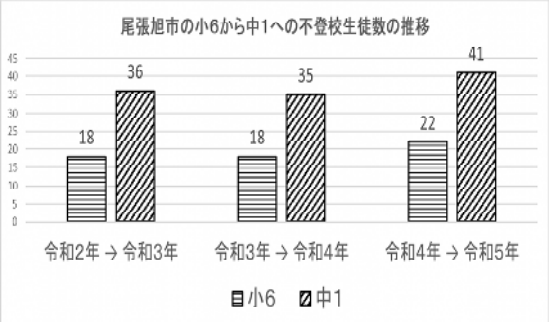

小学校の時は学校に行けていたのに、中学になって19名の子どもが不登校になっており、このような傾向は、令和２年度、３年度でも同様です。

この傾向をどのように分析するか伺います。

※　申し合わせ事項に留意する。

別紙　　氏　名　櫻井　直樹

質　問　事　項 №.　１－２	中１ギャップの解消について
要 旨	（３）中１ギャップ解消への取組について 中１ギャップ解消に向けて、どのような取組をしているのか。具体的な取組内容を伺います。 （４）スクールカウンセラーの活用について 中１ギャップを緩和するために、小学６年生を対象として、スクールカウンセラーが、心の成長に関する授業を行うことができないか伺います。

※　申し合わせ事項に留意する。

別紙　　氏　名　櫻井　直樹

質　問　事　項 №　２－１	不登校の未然防止について
要旨	全国的に不登校の児童生徒が増え続けていますが、子どもたちが健全な学校生活を過ごすために、この増加傾向を食い止めなければなりません。そのためには、不登校の未然防止に力を入れる必要があります。 そこで、不登校の未然防止について、以下の６点について答弁を求めます。 （１）不登校の未然防止について 不登校の未然防止のために、どのような取組を行っているのか伺います。 （２）県費スクールカウンセラーの配置について 県費スクールカウンセラーの配置人数や勤務時間などが変更になりました。以前と比べて、どのように変更されたのか伺います。 （３）教育相談室の市費スクールカウンセラーについて 教育相談室の市費スクールカウンセラーの人数や勤務体制、業務内容について伺います。

※　申し合わせ事項に留意する。

別紙　　氏　名　櫻井　直樹

質　問　事　項 No.　２－２	不登校の未然防止について
要 旨	（４）カウンセリングの待ち状況について 以前は、カウンセリングを受けるのに数か月の待ち期間がありました。 現在のカウンセリングの待ち状況について伺います。 （５）スクールカウンセラーの有用性について スクールカウンセラーは、児童生徒のカウンセリングだけではなく、様々な有用性があります。スクールカウンセラーの有用性について伺います。 （６）市費スクールカウンセラーの派遣について 県費のスクールカウンセラーは、学校に勤務する日が決まっています。県費スクールカウンセラーが勤務できない日に、市費スクールカウンセラーを中学校区に派遣することができれば、さらに相談業務が充実すると考えます。 市費スクールカウンセラーを派遣することができないか伺います。

※　申し合わせ事項に留意する。